

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている中小業者への緊急措置の要請書

津島民主商工会

会長 戸田敏男

ご承知のように、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、「10日間で40組のキャンセル電話があった。とてもやっていけない」（飲食）、「材料が入ってこないから仕事ができない。引き渡しができないから入金してもらえない」（設備工事）など、これまでにない深刻な影響に直面している中小業者がいます。津島税務署として中小業者の営業の困難に寄り添い、支援する立場から、緊急に以下の措置を求めます。

(1) 新型コロナウイルスの影響を受けた業者に対し、国税通則法第46条第1項もしくは第2号第1号を適用して納税の猶予を認めること

「国税通則法基本通達」の第46条関係、および「納税の猶予等の取扱要領」第2章第1節4(3)において、猶予該当事実の「その他の災害」の例として「病虫害、鳥獣害その他の生物による異常な災害」があげられています。

納税の猶予制度は、換価の猶予とちがい、①延滞税免除規定を活用することでより積極的な中小業者の資金ぐり支援となること ②「滞納」扱いとならないため、融資など他の支援制度活用が受けやすいこと のため、同制度の活用が強く求められます。

(2) 納税者の実情を積極的に聞き取り、無理のない納税計画への変更など柔軟に対応すること

(3) 感染収束まで、滞納処分を行わないこと

(4) 所得税の災害減免の対象とすること。同様の措置を消費税にも適用できるよう制度改正を求めること

以上